

行田都市計画生産緑地地区の変更（案）（行田市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中星河第2号生産緑地地区を次のように変更する。

星河第2号生産緑地地区 約0.35ha

- 2 都市計画生産緑地地区中持田第26号生産緑地地区を廃止する。
- 3 都市計画生産緑地地区中星河第3号生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除等により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

新旧対照表

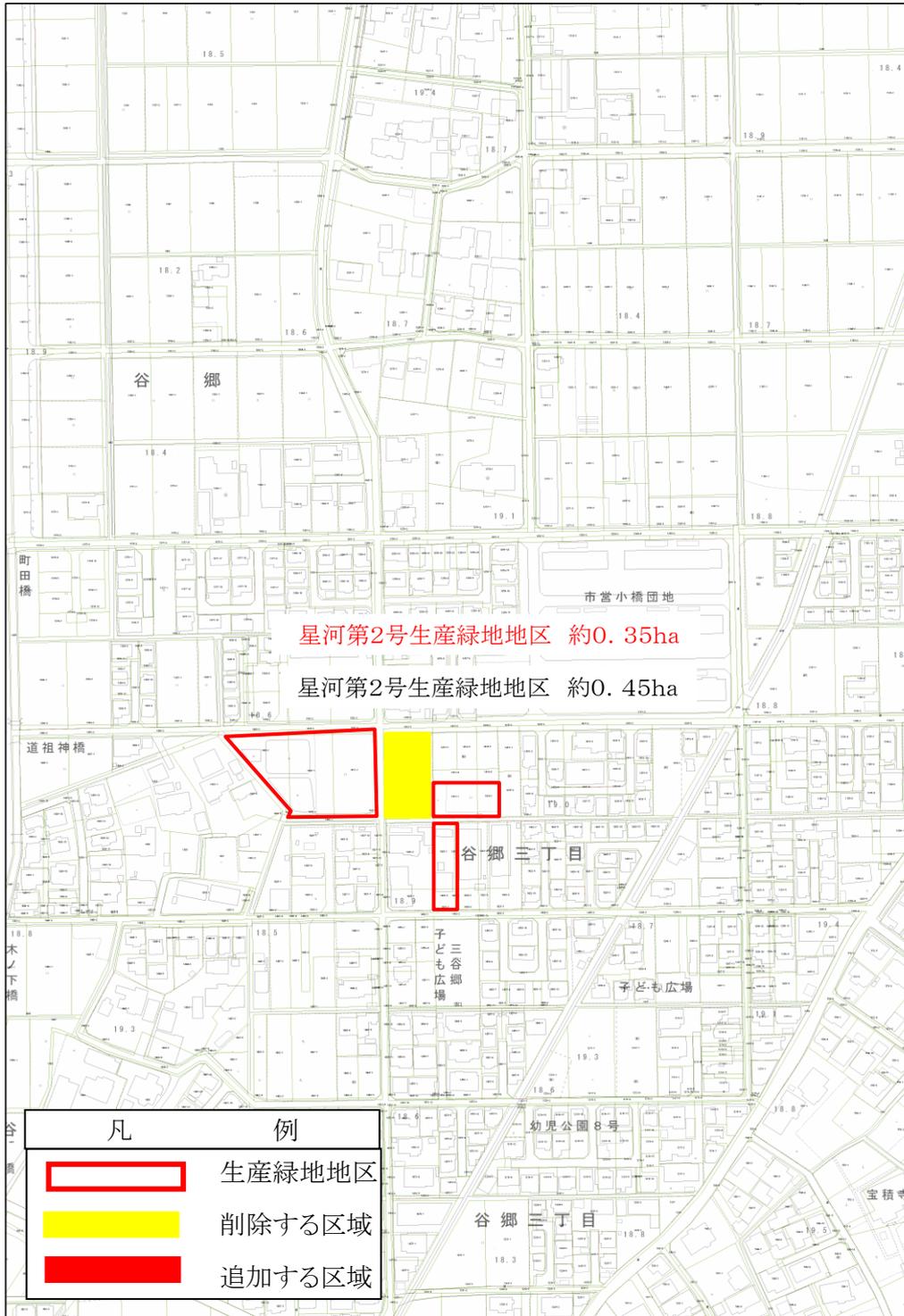
	名 称	面 積	備 考
新	星河第2号生産緑地地区	約0.35ha	
旧	星河第2号生産緑地地区	約0.45ha	

	名 称	面 積	備 考
新	廃 止		
旧	持田第26号生産緑地地区	約0.34ha	

	名 称	面 積	備 考
新	廃 止		
旧	星河第3号生産緑地地区	約0.17ha	

変更概要図

星河第2号生産緑地地区(計画図4)



変更概要図

持田第26号生産緑地地区(計画図10)



変更概要図

星河第3号生産緑地地区(計画図3)



生産緑地地区について

行田市都市計画課

はじめに

市街化区域

- ・市街化を促進していくエリア。
- ・農地転用の制限が緩く、容易に宅地化できる。

市街化調整区域

- ・市街化を抑制するエリア。
- ・農地転用の制限が厳しいため、**農地が守られる。**

1. 生産緑地地区とは

- ・市街化区域内にある農地のうち、保全すべき農地を指定し、一定の制限を設ける地区。
- ・保全することで、災害防止に役立てるとともに、良好な都市環境を形成する。
- ・将来的には公共施設の用地としても検討

2. 生産緑地地区に指定されると

● 行為制限

- ・ 営農が義務付け
- ・ 建物の建築や、土地の造成が制限

● 軽減措置

- ・ 固定資産税の軽減
- ・ 相続税の納税猶予

※ 一定の条件を満たすと、市に対して
買取り申出をすることが可能となる。

3. 買取り申出ができる条件

ケース 1

指定から30年を経過した場合

ケース 2

農業従事者が死亡した場合

ケース 3

農業従事者が重い障がいを負い営農が不可能となった場合

4. 買取り申出のあった緑地について

10条 買取り申出



11条 市による買取り可否
の検討



12条 買取り可否通知
(1カ月)



13条 農業希望者への斡旋



14条 建築等の行為
制限解除(3ヶ月)



19条 市町村都市計画
審議会での審議



20条 都市計画変更の
告示